

○企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改正後	改正前
<p><u>5-16-2</u> 有価証券届出書の様式中「企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までの将来に関する事項（以下「将来情報」という。）で有価証券届出書に記載すべき重要な事項について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、有価証券届出書に記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等（重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることをいう。以下5-16-2及び5-16-4において同じ。）の責任を負うものではないと考えられる。当該説明を記載するに当たっては、例えば、当該将来情報について社内で合理的な根拠に基づき適切な検討を経たものである場合には、その旨を、検討された内容（例えば、当該将来情報を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程）の概要とともに記載することが考えられる。</p> <p>なお、経営者が、有価証券届出書に記載すべき重要な事項であるにもかかわらず、投資者の投資判断に影響を与える重要な将来情報を、届出書提出日現在において認識しながら敢えて記載しなかった場合や、重要であることを合理的な根拠なく認識せず記載しなかった場合には、虚偽記載等の責任を負う可能性があることに留意する。</p>	(新設)
<p><u>5-16-3</u> 開示府令第二号様式記載上の注意(29)eに規定する事項を記載するに当たっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働省令第25号）第71条の4各号に掲げるいずれかの割合を記載する場合には、そのいずれの方法により算出したものかを明示するものとする。</p> <p>また、同様式記載上の注意(29)fに規定する事項を記載するに当たっては、労働者の人員数について労働時間を基に換算し算出している場合には、その旨を注記するものとする。</p> <p>なお、同様式記載上の注意(29)dからfまでに規定する事項を記載するに当たっては、当該記載事項に加えて、投資者の理解が容易となるように、任意の追加的な情報（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）の規定による公表において、提出会社又はその連結子会社が任意で行う追加的な情報公表の内容を含む。）を追記することに留意する。</p>	(新設)
<p><u>5-16-4</u> 開示府令第二号様式記載上の注意(30-2)に規定する「サステナビリティに関する考え方及び取組」又は同様式記載上の注意(54)iに規定する「コーポレート・ガバナンスの概要」を記載するに当たっては、同様式記載上の注意(30-2)aからcまで又は同様式記載上の注意(54)iに規定する事項を有価証券届出書に記載した上で、当該記載事項を補完する詳細な情報について、提出会社が公表した他の書類を参照する旨の記載を行うことができる。</p> <p>また、参照先の書類に虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があっても、当該書類に明らかに重要な虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があることを知りながら参照していた場合等当該書類を参照する旨を記載したこと自体が有価証券届出書の虚偽記載等になり得る場合を除き、直ちに有価証券届出書に係る虚偽記載等の責任を負うものではないことに留意する。</p>	(新設)
<p><u>5-16-5</u> 開示府令第二号様式記載上の注意(30-2)ただし書に規定する「記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合」には、例えば、同様式記載上の注意(30-2)c(b)に規定する「当該指標を用いた目標及び実績」として、同様式記載上の注意(29)に規定する管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異を同様式第二部第1の5「従業員の状況」において記載している場合が含まれることに留意する。</p>	(新設)

24 の4の7-7 5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-12-2、5-13、5-14、5-16、5-16-2、5-17から5-21、5-22-2、5-23、5-23-2、5-44 及び24-13 は、四半期報告書に関する取扱いについて準用する。

24 の5-7 5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-12-2、5-13、5-14、5-16、5-16-2、5-17から5-21、5-22-2、5-23、5-23-2、5-44 及び24-13 は、半期報告書に関する取扱いについて準用する。

24 の4の7-7 5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-12-2、5-13、5-14、5-16から5-21、5-22-2、5-23、5-23-2、5-44 及び24-13 は、四半期報告書に関する取扱いについて準用する。

24 の5-7 5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-12-2、5-13、5-14、5-16から5-21、5-22-2、5-23、5-23-2、5-44 及び24-13 は、半期報告書に関する取扱いについて準用する。